

職員の指名について

- 全国の**刑事施設（支所含む）**、**少年院（分院含む）**に配置
- 各施設において、**男女各1名以上の複数名**を指名
- 各施設の**加害者処遇を担当する部署**に所属する**刑務官又は法務教官**から指名

業務内容

- 本制度に関する窓口業務
- 申出の受付手続
- 聴取・伝達業務（通知の発出・聴取書面の作成等を含む）

+

施設の実情に応じて、以下の業務に従事させることを想定

- ・ 被害者等に関する情報等の管理業務
- ・ 心情等を考慮した処遇への関与

<聴取・伝達業務の流れ>

➤ 申出の受付

受付機関：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等
聴取場所：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 心情等の聴取

聴取方法：原則口頭で伺い、被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成
※ 必要に応じて、第三者の同席も認める

➤ 心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせる
伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

矯正管区（法務省の地方支分部局）の役割・機能

- 矯正管区においても**担当者を配置**の上、以下の業務を行うことを想定
 - ・ 各施設の担当者の指名状況の管理・調整
 - ・ 矯正施設間の調整業務等におけるサポート
 - ・ 被害者支援団体等の関係機関との連携
 - ・ 各施設の担当者に対する研修
 - ・ 被害者等に関する施策の広報・問合せ対応